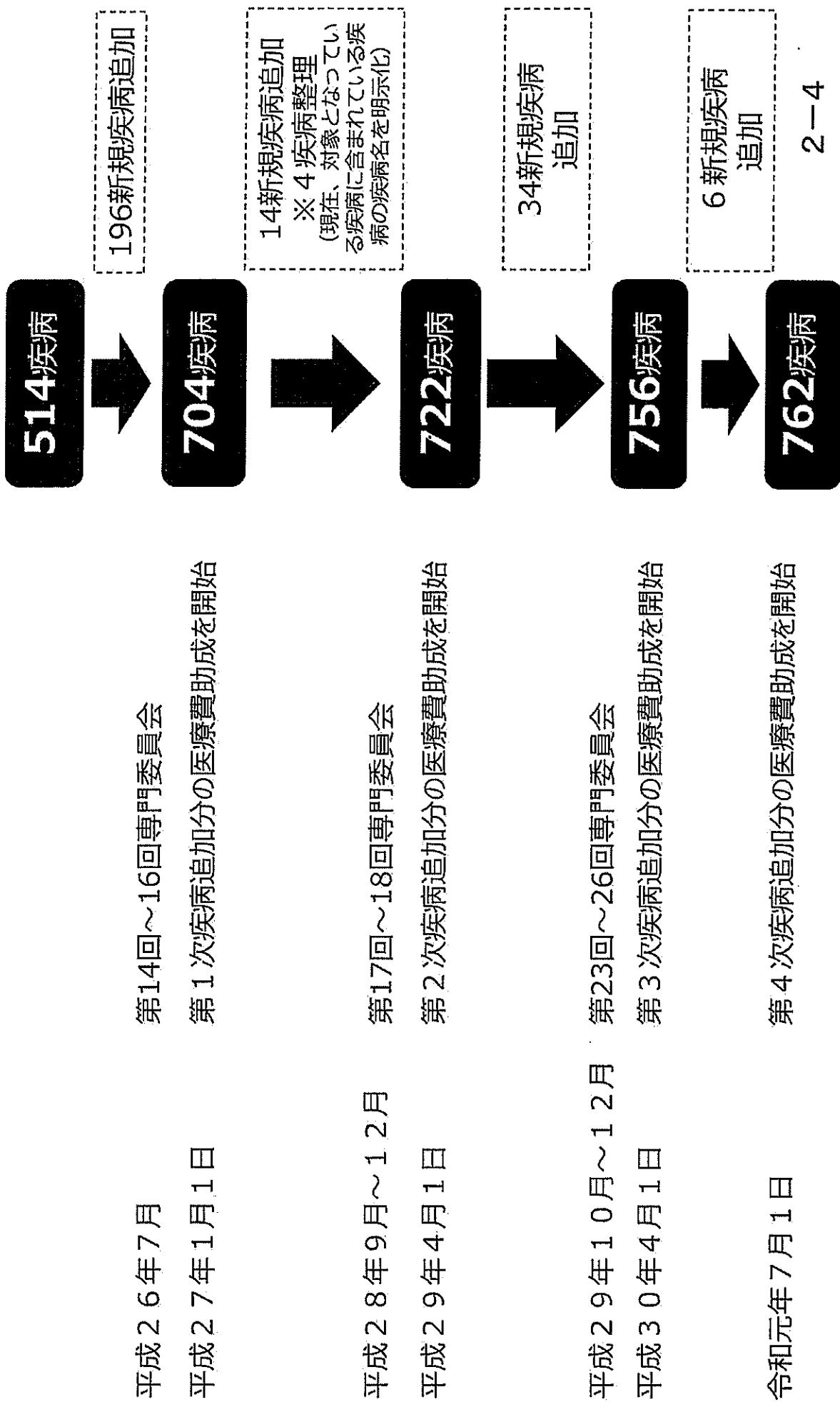


# 小児慢性特定疾患の拡充

- 小児慢性特定疾患の対象疾患については、改正児童福祉法の施行の施行以後、社会保障審議会児童部会「児童慢性特定疾患患児への支援の在り方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）」において小児慢性特定疾患の指定について検討を行い、その検討結果を踏まえ、順次、対象疾患の追加指定を行っている。



# 小児慢性特定疾患児童自立支援事業

- 幼少期から慢性的な疾患に罹患していることにより、自立に困難を伴う児童等について、地域支援の充実により自立促進を図るために、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市において、自立支援事業を実施。
- 医療費助成とともに児童福祉法に規定されており、義務的経費として国が事業費の半額を負担している。

【実施主体】都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市

【国庫負担率】1／2 (都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1／2)

【根拠条文】児童福祉法第19条の22、第53条

【予算額】令和3年度予算案：923百万円

## ＜必須事業＞(第19条の22第1項)

相談支援事業

- <相談支援例>
- ・自立に向けた相談支援
- ・療育相談指導
- ・巡回相談
- ・ピアカウンセリング 等

小児慢性特定疾患児童等自立支援員

- <支援例>
- ・関係機関との連絡・調整及び利用者との橋渡し
- ・児童個人に対し、地域における各種支援策の活用の提案 等

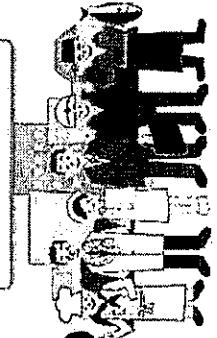
## ＜任意事業＞(第19条の22第2項)

生活支援事業

就職支援事業

介護者支援事業

その他の自立支援事業



ex

・児童同士の交流

・ワーケーションの開催 等

【第19条の22第2項第2号】

ex

・通院の付き添い支援

・身体づくり支援

【第19条の第22項第5号】

ex

・職場体験

・就労相談会 等

【第19条の22第2項第3号】

ex

・児童のきょうだいへの支援

【第19条の22第2項第4号】

# 小児慢性特定疾患児童等自立支援事業の実施状況（令和元年度）

- 必須事業である相談支援事業については約9割の自治体が実施している一方で、任意事業については全体的に実施率が低い。

## 1. 必須事業

	全国(125か所)	都道府県(47か所)	指定都市(20か所)	中核市(58か所)
相談支援事業 (自立支援員の配置)	120か所(96.0%)	45か所(95.7%)	20か所(100%)	55か所(94.8%)

## 2. 任意事業

事業名	全国(125か所)	都道府県(47か所)	指定都市(20か所)	中核市(58か所)
療養生活支援事業	15か所(12.0%)	8か所(17.0%)	2か所(10.0%)	5か所(8.6%)
相互交流支援事業	47か所(37.6%)	26か所(55.3%)	6か所(30.0%)	15か所(25.9%)
就労支援事業	7か所(5.6%)	4か所(8.5%)	2か所(10.0%)	1か所(1.7%)
介護者支援事業	5か所(4.0%)	3か所(6.4%)	1か所(5.0%)	1か所(1.7%)
その他自立支援事業	13か所(10.4%)	8か所(17.0%)	3か所(15.0%)	2か所(3.4%)

(注) 現在、児童相談所設置市として定められている横須賀市、金沢市、明石市は中核市でもあるため、児童相談所設置市の実施状況は記載していない。

(資料出所) 厚生労働省健康局難病対策課調べ (令和元年4月)

## 都道府県における移行期医療支援センターの整備状況について

- 平成30年度より移行期医療支援体制整備事業を開始。本年4月時点で、3箇所が移行期医療支援センターとして指定されている。
- なお、設置でききれない主な理由としては、現状把握ができない、関係医療機関との調整力ができないない、難病の医療提供体制整備を優先している等の回答があつた。

平成31年4月時点

実施都道府県名	実施機関名
埼玉県	埼玉県立小児医療センター
千葉県	千葉大学医学部附属病院
大阪府	大阪母子医療センター

### 設置でききれない主な理由

- ・県内の現状把握及び整理ができていないため。
- ・県内の関係医療機関等との調整力ができないため。
- ・難病の医療提供体制整備に目処がついた後、取り組む予定のため。